

入札告示

札幌市告示第 715 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 2 月 28 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 7 階南側
札幌市経済観光局農政部農政課農政係
電話 (011) 211-2406、ファックス (011) 218-5132
メールアドレス nousei-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市農業支援センター捕獲アライグマ等処理業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日から令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

札幌市内一円とする。

(5) 入札方法

総価で行う。入札金額は、仕様書に示した予定数量に区分ごとの 1 件あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額の合計金額を記載することとする。

また、入札書の提出の際には、入札書別紙「単価内訳書」を入札者の印で割印のうえ添付し、単価については円単位で記載すること（1 円未満の端数は記載しないこと）。

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計金額の比較により行い、契約は単価内訳書に記載された単価で行う。また、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務・一般サービス」に登録があること。

(3) 狩猟免許（わな猟免許）を有する者が 2 名以上いること。

(4) 北海道内で平成 30 年 4 月以降に、アライグマ等の小型獣類を捕獲する業務を受注した実績があること。

(5) CO2 ガスによる捕獲個体の安楽殺処分を行う設備を有すること。

(6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手

続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出方法

上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない）。

(2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、下記 URL の札幌市経済観光局農政部のホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiyaku/>

(3) 入札書の受領期限

令和4年3月11日（金）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

日時：令和4年3月14日（月）11時00分

場所：札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 7階南側 農業委員会室

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ



5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。

